

※この法令は廃止されています

※この法令は廃止されています。

項十五第	項九第	第一条二十四第	項一第一条二十四第	条一十四第	項二第二条十四第	項一第一条十四第	項四第
条十五第	項九第	第一条二十四第	項一第一条二十四第	条一十四第	項二第二条十四第	項一第一条十四第	項四第
に限り 子ども 育認定 未満保 育認定 満三歳	者 育事 業特 定地 域保 育事 業	事 項	事 項	未 滿 保 育 認 定 子 ど も	未 滿 保 育 認 定 子 ど も	未 滿 保 育 認 定 子 ど も	未 滿 保 育 認 定 子 ど も
を含む。)に限り、国家戦略特 別区域特定小規模保育事業者から特定地 域型保育を受ける満三歳以上保育認定子ど も(国家戦略特別区域特定小規模保育事 業者を除く。)	満三歳未 満保育認定 子ども(国 家戦略特別区域特定小規模保育事 業者から特定地 域型保育を受 ける満三歳以上保 育認定子ど もを除く。)	特定地域型保 育事業者(満三 歳以上の各年齢の定員を設定する 国家戦略特別区域特定小規模保 育事業者を除く。)	特定地域型保 育事業者(満三 歳以上の各年齢の定員を設定する 国家戦略特別区域特定小規模保 育事業者を除く。)	満三歳未 満保育認定 子ども(国 家戦略特別区域特定小規模保育事 業者から特定地 域型保育を受 ける満三歳以上保 育認定子ど もを除く。)	満三歳未 満保育認定 子ども(国 家戦略特別区域特定小規模保育事 業者から特定地 域型保育を受 ける満三歳以上保 育認定子ど もを除く。)	満三歳未 満保育認定 子ども(国 家戦略特別区域特定小規模保育事 業者から特定地 域型保育を受 ける満三歳以上保 育認定子ど もを除く。)	満三歳未 満保育認定 子ども(国 家戦略特別区域特定小規模保育事 業者から特定地 域型保育を受 ける満三歳以上保 育認定子ど もを除く。)
第五十 四条第一 項	第五 二項	第五 四条	第五 二項	第五 四条第一 項	第五 二項	第五 四条	第五 二項

十三 第	条 九 十 三 第	条 六 十 二 第	項 二 第 一 十 五 第	、 特 定 三 歳 以 上 保 育 認 定 子 儿 ど も を 除 く。
就 小 学 校 前	法 第 四 第 一 項	育 域 型 保 育 十九 条 第 二 項 の 規 定 に 基 づ き、 滿 三 歳 未 満 保 育 認 定 地 域 保 育	第三十 七 条 第 二 項	場 合 に あ つ て は、 当 該 特 定 利 用 地 域 型 保 育 反 は 当 該 特 定 满 三 歳 以 上 保 育 認 定 地 域 型 保 育
小学校就学前子どもの数（特定する国家戦略特別区域小規	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育	内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十九号）第一項の規定により読み替えて適用する第三十七条第二項	場合又は特定満三歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育又は当該特定満三歳以上保育認定地域型保育
十三 第	条 九 十 三 第	法 第 二 十九 条 第 二 項 の 規 定 に 基 づ き、 滿 三 歳 未 満 保 育 認 定 地 域 保 育	2 も・子育て支援法施行規則（平成二十七年内閣府令第四十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける場合を除く特定満三歳以上保育認定子どもを除く。

